

「一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会実行宣言」の策定について

令和6年4月から「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の省令改正が実施されたことに伴い、より厳格で節度のある商慣行の実施と消費者に分かりやすい料金表示を進めていく必要があります。

岩手県内のLPガス事業者の団体である当協会では、会員が法令を遵守し適正な取引を行いながら、顧客であるLPガス消費者へのサービス及び信頼関係向上を図るための各種対策に取り組むため実行宣言を策定しました。

実行宣言「お客様を大切にするための実行宣言」

1 法令を遵守し適正な商取引に努めます。

過大な営業行為の制限

- ① 消費者が不利益となる取引を排除します。
- ② 料金低減に資するための取り組みを進めます。

2 料金表示の明確化と丁寧な説明に努めます。

三部料金制の徹底

- ① 分かりやすい料金表示を行います。
- ② 料金について消費者に丁寧な説明を行います。

3 お客様の声に耳を傾けます。

- ① 協会へ寄せられた声を会員と共有しよりよいサービス向上に努めます。

資源エネルギー庁の
情報提供窓口です



LP ガス商慣行通報フォーム

入力フォーム

液化石油ガス法の改正省令のポイント

1 過大な営業行為の制限 【令和6年7月2日施行】

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

2 三部料金制の徹底 【令和7年4月2日施行】

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底
- LPガス消費と関係ない設備費用のLPガス料金への計上禁止

3 LPガス料金等の情報提供 【令和6年7月2日施行】

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）